



亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

— 条 例 —

○亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	(自治防災課)	4
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	(保育課)	5

— 告 示 —

○かめおか生活安心サポート隊登録制度実施要綱	(高齢福祉課)	9
○亀岡市敬老乗車券事業実施要綱の一部改正	(高齢福祉課)	11
○令和7年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画の一部変更	(資源循環推進課)	14
○亀岡市公の施設の指定管理者の指定	(市民力推進課)	15
○公示送達	(保険医療課)	16
○亀岡市低所得世帯支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱の一部改正	(企画調整課)	18
○地縁団体の告示事項の変更	(自治防災課)	20
○公示送達	(高齢福祉課)	20

— 公 告 —

○亀岡市職員採用試験公告	(人事課)	22
--------------	-------	----

○都市計画法に関する工事完了の公告	(都市計画課)	28
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	29
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	33
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	36
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	39
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農林振興課)	44
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農林振興課)	44
○公募型プロポーザル方式による事業者の選定	(高齢福祉課)	44
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農林振興課)	49

— 任免及び辞令 —

教育委員会欄

— 任免及び辞令 —

選挙管理委員会欄

— 告 示 —

○参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所	51
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	51

○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の 市長等及び亀岡市議会議員の解職請求 に要する有権者総数の3分の1の数	51	○令和7年8月定例総会の開催	59
○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数	51	上下水道部欄	
○参議院議員通常選挙における投票管理 者及び同職務代理者	52	——告示——	
○参議院議員通常選挙における各投票区 の投票所	53	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃 止の告示	60
○参議院議員通常選挙の投票記載場所に おける氏名掲示等の掲載順序を定める くじを行う場所及び日時	54		
○参議院議員通常選挙における期日前投 票所の場所及び設ける期間	54		
○参議院議員通常選挙における期日前投 票所に係る投票管理者及び同職務代理 者	55		
○参議院議員通常選挙での在外選挙人名 簿に登録されている選挙人の国内にお ける投票に係る期日前投票所の指定	56		
○指定在外選挙投票区の指定	56		
○参議院議員通常選挙における開票管理 者及び同職務代理者	57		
○参議院議員通常選挙の開票の場所及び 日時	57		
○参議院議員通常選挙における亀岡市開 票区の開票立会人を定めるくじを行う 場所及び日時	57		
○参議院議員通常選挙の亀岡市開票区に おける開票立会人を定めるくじを行わ ない旨の告示	57		
○参議院議員通常選挙の開票日時の変更	58		
農業委員会欄			
——公告——			
○令和7年7月定例総会の開催	58		
○令和7年7月臨時総会の開催	59		

公布された条例のあらまし

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額表を次のように改めることとした。

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900 12,500	円 13,700 13,350	円 14,500 14,200
分団長及び副分団長	11,300 10,800	12,100 11,650	12,900 12,500
部長、班長及び団員	9,700 9,100	10,500 9,950	11,300 10,800

上段：改正後
下段：改正前

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例要綱

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「一人につき333円」を「1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「

円 12, 500	円 13, 350	円 14, 200
10, 800	11, 650	12, 500
9, 100	9, 950	10, 800

」

を

「

円 12, 900	円 13, 700	円 14, 500
11, 300	12, 100	12, 900
9, 700	10, 500	11, 300

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 令和7年4月1日から施行日の前日までの間ににおいて、改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に

支給すべき事由の生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

「掲示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「をいう。」を「をいう。第43条第3項において同じ。」に、「同条」を「同省令第27条」に改める。

第43条第1項中「この項」を「この項か

ら第7項まで」に改め、同項第1号中「支援を行うこと」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること」に改め、同項第3号中「この号」を「この号及び第6項第1号」に改め、同条中第4項を第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者うち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適當と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第43条中第3項を第9項とし、第2項を第8項とし、第1項の次に次の6項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に

掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力

を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次のいずれかに該当するもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者が設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保

育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5条中「5年」を「15年」に改める。

(亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改める。

第5条第5項中「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に改める。

第7条第1号中「支援を行うこと」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること」に改め、同条第3号中「この号」を「この号及び第6項第1号」に改め、同条に次の6項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保

育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力

を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次のいずれかに該当するもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者が設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加え

る。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第7条本文」を「第7条第1項本文」に、「5年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

告示

亀岡市告示第144号

かめおか生活安心サポート隊登録制度実施要綱を次のように定める。

令和7年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

かめおか生活安心サポート隊登録
制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に定める生活支援体制整備事業に基づく事業として、かめおか生活安心サポート隊登録制度を実施することにより、高齢者等の自立した日常生活とそのための活動の選択肢の拡大を推進するとともに、高齢者等の支援を積極的に推進する事業者等の活動を側面支援することで、高齢者等が住み慣れた地域において安心して暮らすことのできるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてかめおか生活安心サポート隊（以下「生活安心サポート隊」という。）とは、事業者が本来の事業活動に加え、地域住民を支援する意識を持ち、地域と共に考え、高齢者等の自立した日常生活の支援体制の整備やまちづくりを行う事業者をいう。

(登録対象事業者等)

第3条 生活安心サポート隊の登録の対象となる事業者は、亀岡市内に事業所（本店、支店、営業所等をいう。）を有する個人事業者又は

団体（法人、組合等をいう。）（以下「事業者等」という。）であって、次条に掲げる登録基準を満たす事業者等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、亀岡市外の事業者等であっても、亀岡市内の事業者等では提供できないサービスを実現できる事業者等であって、次条に掲げる登録基準を満たす事業者等である場合は、登録の対象とする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、市長が次の各号のいずれかに該当する事業者等として認めた場合は、生活安心サポート隊の登録の対象としない。
 - (1) 市税の滞納がある事業者等
 - (2) 政治的又は宗教的活動を行う事業者等
 - (3) 構成員に亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等が含まれている事業者等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する事業者等
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業者等

(登録基準)

第4条 生活安心サポート隊の登録基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条に定める登録の対象となる事業者等であって、別表に掲げる取組のうちいずれかに該当する取組を継続的に取り組み、第1条の目的の推進に寄与し、かつ、第2条の定義に該当すると市が認める事業者等であること。

- (2) その他高齢者等支援に大きく貢献していると市が認める事業者等であること。

(登録申請)

第5条 生活安心サポート隊の登録を受けようとする事業者等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) かめおか生活安心サポート隊登録・更新

申請書（別記第1号様式）
 (2) かめおか生活安心サポート隊登録誓約書
 （別記第2号様式）
 (3) その他市長が必要と認める書類
 （審査及び登録）
 第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、書類審査、必要に応じて行う実地調査等により、第3条及び第4条に規定する要件に適合するかを審査し、登録の可否を決定するものとする。
 2 市長は、前項の審査の結果、登録を行つたときは、かめおか生活安心サポート隊登録証（以下「登録証」という。）を当該事業者等に交付する。
 （登録期間）
 第7条 登録期間は、登録日から2年間とする。ただし、登録期間中に実績及び第4条に定める登録基準の状況を勘案し、市長が認める場合は、登録を更新することができる。
 （登録の更新）
 第8条 登録の更新を受けようとする生活安心サポート隊は、前条に定める登録期間が終了する前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 (1) かめおか生活安心サポート隊登録・更新申請書
 (2) かめおか生活安心サポート隊登録誓約書
 (3) その他市長が必要と認める書類
 2 前項の申請に対する審査及び登録は、第6条の規定を準用する。
 3 前項の規定により登録証の交付を受けた事業者等は、既に交付を受けている登録証を市に返却しなければならない。
 （登録の変更）
 第9条 生活安心サポート隊の登録内容に変更があつた事業者等は、かめおか生活安心サポート隊登録変更・廃止届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の廃止及び取消し）
 第10条 生活安心サポート隊の登録を廃止しようとする事業者等は、かめおか生活安心サポート隊登録変更・廃止届出書を市長に提出しなければならない。
 2 市長は、前項の規定により廃止の届出があつたとき又は生活安心サポート隊が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。この場合において、登録を取り消された事業者等は、登録証を市に返却しなければならない。
 (1) 事業者等が廃業若しくはそれと同等の状況であることが認められたとき。
 (2) 第3条第3項各号のいずれかに該当する事実が明らかになったとき。
 (3) 第4条に定める登録基準に満たない状況が明らかになったとき。
 （周知及び支援）
 第11条 市長は、生活安心サポート隊が行う取組を市のホームページ、広報等により市民に広く周知するとともに、その取組を支援するため、生活安心サポート隊に対して、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等の福祉関係者との連携体制を構築するものとする。
 2 生活安心サポート隊は、第6条第2項の規定により登録証の交付を受けた場合は、生活安心サポート隊であることを広告、ホームページ、会社案内、パンフレット、名刺等に表示することができる。
 （市への協力）
 第12条 生活安心サポート隊は、市の求めに応じ会議や研修等への参加の協力に努めるものとする。
 （その他）
 第13条 この要綱に定めるもののほか、生活安心サポート隊に係る登録制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「掲示済」

亀岡市告示第145号

亀岡市敬老乗車券事業実施要綱（平成29年
亀岡市告示第189号）の一部を次のように改
正する。

令和7年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第1項中「別記様式」を「別記第1号
様式」に改める。

第6条第2項ただし書中「ただし、」の次に
「乗車券を所持する交付対象者が死亡又は転出
により、乗車券の有効期限内に限り、納付した
負担金の還付を1冊単位で請求する場合その
他」を加え、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定による負担金の還付においては、
亀岡市敬老乗車券負担金還付申請書（別記第
2号様式）に関係書類及び乗車券を添えて、
市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による負担金の還付申請を行う
ことができる者は、当該還付に係る乗車券の
交付対象者及びその者の3親等以内の親族と
し、交付対象者以外の者が申請するときは、
委任状（別記第3号様式）又は代表相続人指
定届（別記第4号様式）を市長に提出しなけ
ればならない。ただし、市長が特に認めた場

合は、この限りでない。

別記様式を別記第1号様式とし、別記第1号
様式の次に次の3様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

亀岡市敬老乗車券負担金還付申請書

(宛先) 亀岡市長

第3号様式（第6条関係）

(代理人申請時のみ記入)

委任状

年 月 日

亀岡市敬老乗車券負担金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ) 氏名	被交付者（本人）との関係 □本人 □その他（ ）
	住所	電話番号（ - - - - - ）
還付理由	被交付者（本人）の □死亡 □市外転出 のため	

※申請者の本人確認ができる証明書類（運転免許証・マイナンバーカード等）を提示ください。
※被交付者以外の方が申請する場合は、「委任状」又は「代表相続人指定届」の提出が必要です。

被交付者	(フリガナ) 氏名	住所	年月日
	（フリガナ） 氏名	〒	生年 月日
券番号	（フリガナ） 氏名	住所	年月日
還付申請額	（フリガナ） 氏名	住所	年月日

※乗車券最上部の「No」を記載
券番号

(代理人)

委任者	(フリガナ) 氏名	住所	年月日
被交付者	(フリガナ) 氏名	住所	年月日
被交付者	(フリガナ) 氏名	住所	年月日
被交付者	(フリガナ) 氏名	住所	年月日

私は次の者を代理人と定め、亀岡市敬老乗車券負担金の還付に関する権限（申請及び受領）を委任します。

【還付金振込先口座】	銀行 信用金庫 農協	店
預金種別	□普通 □当座 □その他	口座番号
(フリガナ)		
口座名義		
【市役所記入欄】		
受付日	乗車券の 回収	□回収済
受付担当		還付金額 円

第4号様式（第6条関係）

（代表相続人申請時の記入）

代表相続人指定届

年 月 日

（宛先）亀岡市長

（代表相続人）

住 所	
氏 名	㊞
被交付者 との関係	
電話番号	

私は次の者の亀岡市敬老乗車券負担金の還付金について、私が代表相続人となり、必要な手続を行った上で受領します。

なお、この届出について他の相続人からの異議があった場合、相続人間で解決することとし、亀岡市には一切のご迷惑をおかけしません。

（被交付者）

住 所	
氏 名	
生年月日	
死亡年月日	

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から実施し、令和7年度以降に交付した敬老乗車券について適用する。

「掲示済」

亀岡市告示第146号

令和7年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画（令和7年亀岡市告示第50号）の一部を次のように変更する。

令和7年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

2 一般廃棄物の処理主体(1)の表を次のように改める。

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市（委託）、許可業者等	市（直営又は委託）	市（直営又は委託）/民間処理施設
事業系ごみ	許可業者等	市（直営又は委託）	市（直営又は委託）/民間処理施設

4 収集・運搬計画中

- 「 ○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込みの合計である。なお、それ以外に自己による直接持込み及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。 」
 を
 「 ○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込みの合計である。なお、それ以外に自己による直接持込み及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。
 ○許可業者が行う収集について、方法は「戸別」、回数は「隨時」 」

に改める。

6 最終処分計画(1)に次のように加える。

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	80t/年

○不燃性粗大ごみの残渣埋立ては、三重県の民間業者に委託

「掲示済」

亀岡市告示第147号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等
に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）
第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
石田梅岩記念館
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人 生涯学習かめおか財団
- 3 指定の期間
令和7年9月1日から
令和11年3月31日まで

「掲示済」

亀岡市告示第148号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年7月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
2	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
5	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
6	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
7	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
8	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
10	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
11	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
12	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
13	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
14	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
15	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
16	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略

17	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
18	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
19	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
20	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
21	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
22	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
23	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
24	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
25	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
26	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
27	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
28	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
29	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
30	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
31	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
32	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
33	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
34	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
35	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
36	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
37	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
38	決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第149号

亀岡市低所得世帯支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱（令和6年亀岡市告示第150号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱
第1条中「新たな経済」の次に「に向けた」を加え、「調整給付」を「不足額給付」に改める。

第2条第1項中「調整給付金」を「不足額給付金」に、「納税義務者」を「者」に、「令和6年1月1日時点で市に住所を有する者」を「令和7年1月1日時点で亀岡市（以下「市」という。）に住所を有するもの」に、「本市で課される者」を「市で課される者等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

第2条第1項各号を次のように改める。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額
(10,000円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 30,000円に、その者の令和6年1月1日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住

する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 10,000円に、その者の令和5年1月1日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「当初調整給付金」という。）の額（当初調整給付金を辞退等した者にあっては、当初調整給付金を辞退等していなければ受給していた額をいい、当初調整給付金対象外であった場合、零とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的

年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

第2条に次の1項を加える。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額が零でない者

(2) 当初調整給付金の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

第3条を次のように改める。

（支給額）

第3条 前条第1項第1号の規定により支給対象者に対して支給する不足額給付金の額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（10,000円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課

される者等を含む。次項において同じ。）については、同号イを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の額は、原則として、40,000円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者については、30,000円とする。

3 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、不足額給付金の額の算定等の事務処理を開始する日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年7月16日とする。

4 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の税額修正については、令和7年9月30日までに完了したものを不足額給付金に反映させるものとする。

第4条中「調整給付金」を「不足額給付金」に改める。

第5条第1項中「市長は」の次に「、当初調整給付金を支給した者」を加え、「規定に基づき、」を「特定公的給付に係る」に、「者であって、第2条第1項」を「者等であって、第2条第1項から第3項まで」に、「調整給付金支給確認書兼決定通知書」を「不足額給付金支給確認書兼決定通知書」に改め、同条第2項中「調整給付金」を「不足額給付金」に改める。

第6条第1項中「調整給付金」を「不足額給付金」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、令和6年1月2日以降に市に転入した者で、市から当初調整給付金を受給していないものについては、不足額給付金申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

第6条第2項から第5項までの規定中「確認書」の次に「又は申請書」を加え、同条第6項中「確認書」の次に「又は申請書」を加え、「令和6年10月31日」を「令和7年10月

31日」に改める。

第7条中「調整給付金」を「不足額給付金」に改め、同条ただし書中「申出書又は確認書」を「確認書又は申請書」に改める。

第8条第1項中「調整給付金」を「不足額給付金」に改める。

第9条第1項中「調整給付金」を「不足額給付金」に改め、同条第2項中「確認書」を「確認書等」に、「調整給付金」を「不足額給付金」に改める。

第10条の見出し中「調整給付金」を「不足額給付金」に改め、同条中「調整給付事業」を「不足額給付事業」に、「確認書」を「確認書等」に改める。

第11条の見出し中「確認書」を「確認書等」に改め、同条第1項中「確認書」を「確認書等」に、「調整給付金」を「不足額給付金」に改める。

第12条第1項中「調整給付金」を「不足額給付金」に、「当該調整給付金」を「不足額給付金」に改め、同条第2項を削る。

第13条中「調整給付金」を「不足額給付金」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年7月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 小仲 茂樹

2 変更年月日

令和7年4月27日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第151号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年7月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略

2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があつたものとみなす。

「掲示済」

公 告

亀岡市公告第61号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和7年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分	採用予定人數	受験資格
かめおか方式 事務 (上級) [20-35]		平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による高等学校を令和8年3月31日までに卒業する見込みの人は受験できない。
一般方式 事務 (初級) [18-21]	20名程度	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を令和8年3月31日までに卒業する見込みの人
まちづくり 技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [20-40]	昭和60年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、次の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験（設計・施工管理等）が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校（同程度と認めるものを含む。）において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業する見込み（高等学校を除く。）の人 ※①に該当する人は筆記試験が免除される。
		平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）において、土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し令和8年3月31日までに卒業する見込みの人

かめおか方式 保健師 [-40]	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人（令和8年3月31日までに取得見込みを含む。）
かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-40]	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（令和8年3月31日までに取得見込みを含む。）

- ※ いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。
 - ※ いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。
 - ※ 募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。
 - ※ 受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。
 - ※ 国籍は問わないが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができる。
- 「法令により永住が認められている方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。
- ※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験者に別途知らせる。

(1) かめおか方式【事務（上級）、総合土木（上級）、保健師】

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和7年8月16日（土） 令和7年8月17日（日） 上記期日のうち指定する1日	亀岡市役所
2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②S P I 3試験 ①～②で1つ選択 計2科目を受験※1	令和7年9月21日（日）	亀岡市役所
	個別面接	令和7年9月下旬 ～10月上旬※2	亀岡市役所
3次試験	個別面接	令和7年10月下旬※3	亀岡市役所

※1 総合土木（上級）受験者で、受験資格の①に当てはまる人は筆記試験が免除される。

※2 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

※3 具体的な日程は、2次試験合格者に別途通知する。

(2) 保育士・幼稚園教諭

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和7年8月16日（土） 令和7年8月17日（日） 上記期日のうち指定する1日	亀岡市役所
2次試験	専門試験	令和7年9月21日（日）	亀岡市役所
	実技試験	令和7年9月下旬 ～10月上旬※4	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和7年10月下旬※5	亀岡市役所

※4 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

※5 具体的な日程は、2次試験合格者に別途通知する。

(3) 一般方式【事務（初級）、総合土木（初級）】

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②S P I 3試験 ①～②で1つ選択 計2科目を受験	令和7年9月21日（日）	亀岡市役所
	個別面接	令和7年9月下旬 ～10月上旬 ^{※6}	亀岡市役所
2次試験	個別面接	令和7年10月下旬 ^{※7}	亀岡市役所

※6 具体的な日程は、受験者に別途通知する。

※7 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

3 試験内容

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は800字、試験時間は50分とする。
教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
S P I 3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。 ※障がい児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがある。

4 合格発表等

(1) 日程

ア かめおか方式

合格発表	
1次試験	令和7年9月上旬
2次試験	令和7年10月中旬
3次試験	令和7年11月中旬

イ 一般方式

合格発表	
1次試験	令和7年10月中旬
2次試験	令和7年11月中旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

- ア 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験（一般方式については、2次試験）の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。
- イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和8年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和8年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和9年4月1日までとする。

5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就かせることとしている。また、昇任についての考え方は(3)のとおり。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
 イ 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
 ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

『「公権力の行使」に該当する業務の具体例』

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当する。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能。

6 初任給

(参考：令和7年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
241, 392円	228, 552円	208, 115円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。
- (3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。
- (4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

7 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、令和7年7月18日（金）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和7年7月1日（火）～7月27日（日） ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

8 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合の詳細は、市ホームページに掲載する。

9 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2955)

電話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「掲示済」

亀岡市公告第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年7月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市篠町柏原松ノ浦1の3、2の3、3の3

（関連区域）

亀岡市篠町柏原松ノ浦1の11の一部、2の7の一部、3の4の一部、3の5の一部、3の6の一部、4の3の一部、4の9、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市篠町馬堀広道9

有限会社ツインズ

「掲示済」

亀岡市公告第63号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 7緑公第4号
- (2) 工事名 亀岡運動公園再整備その3工事
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町穴太地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 公園施設等撤去・移設工 N=一式
敷地造成工 N=一式
給水設備工 N=一式
雨水排水設備工 N=一式
電気設備工 N=一式
園路広場整備工 N=一式
サービス施設設備工 N=一式
- (6) 工期 契約日の翌日から令和8年1月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
(※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならぬ。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとすること（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年7月4日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年7月4日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年7月17日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月18日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年7月22日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年7月16日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年7月22日（火）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：隨時 設計図書に関する回答 令和7年7月24日（木）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年7月30日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月31日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年7月31日（木）午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年8月4日（月）正午まで	共通事項5-2のとおり

予定価格に関する質問への回答	令和7年8月5日（火）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】		【予定価格に関する質問があるとき】
開札日時	令和7年8月5日（火）午前10時	令和7年8月6日（水）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年8月6日（水）午前9時から午後3時まで	令和7年8月7日（木）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年8月6日（水）午後3時以降	令和7年8月7日（木）午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とこととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「掲示済」

亀岡市公告第64号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 道舗改第1号
- (2) 工事名 市道柏原森線道路舗装改良工事
- (3) 工事場所 亀岡市篠町柏原地内外
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=154.85m W=6.0m
- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 表層工（再生密粒度As13 t=5cm） | A=723.44m ² |
| 不陸整正工（補足材あり RM-30 t=3cm） | A=723.44m ² |
| 薄層カラー舗装（RPN-301）赤 | A=74.30m ² |
| 薄層カラー舗装（RPN-501）緑 | A=39.20m ² |
| 区画線工（実線 白 W=15cm） | L=284.20m |
| 区画線工（実線 白 W=45cm） | L=18.60m |
| 区画線工（矢印・文字・記号 白 W=15cm換算） | L=71.48m |
- (6) 予定価格（税込） 8,262,100円
【入札書比較価格（税抜）7,511,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から80日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年7月14日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年7月14日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年7月22日（火） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月23日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年7月24日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年7月18日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年7月24日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年7月28日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年7月30日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月31日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年8月1日（金） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信

が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とこととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「掲示済」

亀岡市公告第65号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|----------------------------|----|
| (1) 工事番号 | 水施工第2号 | |
| (2) 工事名 | 南つつじヶ丘第1加圧ポンプ場高圧受電設備等更新工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市南つつじヶ丘地内外 | |
| (4) 工事種別 | 電気工事 | |
| (5) 工事概要 | 電気設備工 | 1式 |
| | ・受電設備更新工（南つつじヶ丘第1加圧ポンプ場） | 1式 |
| | ・加圧ポンプ制御・計装盤更新工（湯の花加圧ポンプ場） | 1式 |
| | ・加圧ポンプ制御・計装盤更新工（井手加圧ポンプ場） | 1式 |
| | 機械設備工 | 1式 |
| | ・配管更新工（南つつじヶ丘第1加圧ポンプ場） | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 88,088,000円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜）80,080,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和8年3月10日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |

- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）の「電気工事」に登録されており、京都府内に本店、支店又は営業所があり、亀岡市内業者にあっては、特定建設業の許可を受け、「電気工事」の希望順位が1位である者、亀岡市外業者にあっては、特定建設業の許可を受け、本件の入札参加資格確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における電気種目の総合評定値（P）が1,000点以上の者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとすること（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年7月14日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年7月14日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年7月28日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月29日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年7月30日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年7月25日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年7月30日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年8月1日（金）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年8月6日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年8月7日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年8月8日（金） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とこととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「掲示済」

亀岡市公告第66号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年7月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第4号
- (2) 工事名 水道老朽管耐震化工事及び国営亀岡中部農地整備事業に伴う配水管移設工事（桂川西工区その2）
- (3) 工事場所 亀岡市大井町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管布設工
 • D1GX ϕ 350 L = 529.2m
 • D1GX ϕ 200 L = 7.1m
 • D1GX ϕ 150 L = 79.3m
- (6) 工期 契約日の翌日から180日間
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
(※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)
- (7) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものには受注件数に含まない。)
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (9) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていかなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとすること（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年7月23日（水） 午後3時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年7月23日（水） 午後3時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年8月4日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年8月5日（火） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年8月6日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年8月1日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年8月6日（水）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：隨時 設計図書に関する回答 令和7年8月8日（金）午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年8月21日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年8月22日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年8月22日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年8月26日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年8月27日（水）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年8月27日（水） 午前10時	令和7年8月28日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年8月28日（木） 午前9時から午後3時まで	令和7年8月29日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年8月28日（木） 午後3時以降	令和7年8月29日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。
入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とこととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「掲示済」

亀岡市公告第67号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年7月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 認可日

令和7年7月23日

2 縦覧期間

令和7年7月23日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

1 認可日

令和7年7月23日

2 縦覧期間

令和7年7月23日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第69号

「亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）」策定業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年7月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市公告第68号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年7月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）策定業務

(2) 業務内容

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含し、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉

計画・第10期亀岡市介護保険事業計画)」の計画策定を行うものである。

※詳細は、別紙「亀岡市いきいき長寿プラン(亀岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画)策定業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで
(2箇年)

(4) 見積限度額

5,500,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

内訳 令和7年度業務

2,750,000円

令和8年度業務

2,750,000円

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
 - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等(受注者が個人である場合には

その者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託しないこと。
- (7) 介護保険事業計画策定実績があるなど介護保険制度に精通していること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間
公募開始から令和7年8月19日（火）まで
※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所
「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類
実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

（2）質問の受付及び回答
本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間
公募開始から令和7年8月5日（火）午後5時まで

イ 受付方法
質問書（様式6）に記入の上、「7事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日及び回答方法
令和7年8月8日（金）午後5時までに電子メールで回答する。また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

エ 質問内容
質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

（3）参加申込み
ア 提出書類
プロポーザル参加申込書（様式1）
事業所概要（様式2）
業務実績書（様式3）
誓約書（様式4）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し
※上記提出書類は、参加を希望する支店又は営業所について記載すること。
※亀岡市競争入札参加資格者でない場合は、次の書類も併せて提出すること。法人にあっては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）。個人にあっては、住民票等住所がわかる証明書。法人にあっては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）。個人にあっては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）。

役員等調書（様式5）
支店又は営業所の場合、本社の委任状

イ 部数 各1部

ウ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

エ 提出場所
亀岡市役所1階
高齢福祉課高齢者支援係

オ 提出期限
令和7年8月19日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

（4）企画提案書の提出方法
参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。ただし、資格確認の結果、本プロポーザルに参加する資格

要件を満たさない者に関しては、この限りでない。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本7部

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和7年9月17日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式7）

イ 企画提案書

企画提案書は、別紙仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出すること。

なお、任意様式にて提出すること。

(ア) 提案内容

- ・会社概要…会社の規模や業務内容等
- ・業務実績…本事業と同様の内容の実績、経験等
- ・本事業に対しての貴社の取組
基本方針、本事業の提案概要及び特長
- ・実施体制…本事業の従事者数及び従事者の雇用形態、職種等
- ・提案内容…別紙仕様書「業務の内容」参照
- ・実施スケジュール

・その他…上記項目に含まれない内容で特記すべき点のある場合には、その内容を記述すること。

(イ) 予定担当者調書（様式8）

(ウ) 参考見積書及び内訳書

・任意見積書様式とする。

・内訳は令和7年度業務、令和8年度業務を分けて記載すること。

・見積書は、金額は税込とし、見積限度額以下の金額にすること。また、提出の際には封入し割印をすること。

(エ) その他企画提案書の記載事項に関する資料

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 審査日

令和7年9月24日（水）

(2) 場所

亀岡市役所 会議室

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間

30分以内（準備3分、説明20分、質疑応答5分、片付け2分）

(5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) その他

・指定した時間に遅刻したとき、又は欠席

したときは失格とする。
・プレゼンテーション審査の内容については、事務局による録音・記録を実施する。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、①全体の評価 ②提案内容評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等において指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式9）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。

- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (14) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承認を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部高齢福祉課

電話番号：0771-25-5032

FAX番号：0771-24-3070

電子メール:

kaigo-hoken@city.kameoka.lg.jp

「掲示済」

亀岡市公告第70号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 認可日

令和7年7月31日

2 縦覧期間

令和7年7月31日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

任免及び辞令

神長龍太

亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

山崎哲平

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

任期は令和8年9月30日までとします

神長龍太

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

山崎哲平

亀岡市防災会議委員に委嘱します

沢田進

亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

辻宗勝

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

任期は令和8年9月30日までとします

沢田進

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

辻宗勝

亀岡市防災会議委員に委嘱します

田中聖也

(各 通) 道脇和博

亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます

中村友也

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

令和7年7月1日

仲山徳音

亀岡市政の円滑な運営に資するため地方創生に

係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和8年7月17日までとします

令和7年7月18日

辻栄一

中藪裕介

竹内光雄

法貴良好

(各 通)

長尾 敬行
堀田 稔
中川 徹
谷口 貢
久本 早美
乙坂 優次
橋爪 博幸
市岡 悅子
高屋 吉昌
俣野 健二
大西 健二郎
石嶋 淳一
中籐 希人
土井 勉

(各 通)

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します
任期は令和9年7月20日までとします
令和7年7月21日

(各 通)

亀岡市人権尊重推進審議会委員に委嘱します
令和7年7月28日

教育委員会欄

任免及び辞令

(各 通) 明石 慶三
國府 美幸

亀岡市社会教育委員に委嘱します
任期は令和8年6月30日までとします
令和7年7月1日

柴田 琢磨
安詳小学校 学校運営協議会委員を解嘱します
中村 純子
詳徳小学校 学校運営協議会委員を解嘱します
令和7年7月7日

三好 義男
安詳小学校 学校運営協議会委員に委嘱します
任期は令和7年10月5日までとします
令和7年7月8日

福居 顯介
西 美知留
(各 通) 平井 眞理子
國府 美幸
日車 光佑
三上 香里

亀岡市立学校教職員安全衛生委員会委員に委嘱します
令和7年7月10日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和7年7月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

【省略】

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1, 449人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議會議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

24, 139人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

12, 070人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区 番号	投票 管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	八木辰夫	省略	大原裕司	省略
	2	武内政一	省略	巻田晃宏	省略
東別院	3	長澤佳宏	省略	乾彰展	省略
西別院	5	大石秀幸	省略	西村重喜	省略
	6	原田博子	省略	藤田光裕	省略
曾我部	7	河島秀雄	省略	齋藤綾	省略
	8	岩崎伸次	省略	宮川泰一	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	白崎徹也	省略
稗田野	10	栗林三善	省略	成田一真	省略
本梅	12	大前民男	省略	中川正大	省略
	13	上原嘉文	省略	谷健太	省略
畠野	14	石野一哉	省略	岡本英明	省略
	15	谷口文雄	省略	竹村直樹	省略
宮前	16	柴田恒男	省略	工藤彰	省略
	17	森修一	省略	山末達也	省略
	18	大石政美	省略	岡本圭介	省略
大井	19	出井満	省略	近藤洋介	省略
	20	谷口則友	省略	森田幸治	省略
千代川	21	井尻豊貞	省略	田村知弘	省略
	22	俣野一博	省略	上園千佳	省略
馬路	23	井川幸一	省略	谷裕幸	省略
	24	今西良匡	省略	伊藤涼	省略
	25	堤邦尋	省略	大槻諒	省略
旭	26	平井正	省略	野木彰彦	省略
	27	田中勤	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	渡邊正満	省略	廣瀬直人	省略
	29	山本正人	省略	廣瀬敬太	省略
	30	安藤正行	省略	今西洋希	省略
河原林	31	井上太嗣	省略	岩本尚志	省略
	32	沼田欣朋	省略	林田和也	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
東本梅	35	奥村昌之	省略	松谷克美	省略
	36	中西顯	省略	日下部安彦	省略
篠	37	尾松佳栄子	省略	中川智嗣	省略
篠・東つつじ	38	中龍雄	省略	石津仁	省略
西つつじ	39	野中康朗	省略	永本恭平	省略
亀岡	40	岡本保文	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	谷智行	省略
南つつじ	42	一木博	省略	中西孝臣	省略
東別院	43	山本剛史	省略	曾我部育	省略
篠	44	岡本義隆	省略	泊武宏	省略
千代川	45	高橋勇輝	省略	松永恵理子	省略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

投票区名	投票所の施設名	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	西別院老人センター	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市蘿田野生涯学習センター	亀岡市蘿田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畠野町公民館	亀岡市畠野町千ヶ畠西山5番地1
第15投票区	土ヶ畠公民館	亀岡市畠野町土ヶ畠堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稻荷53番地
第33投票区	保津児童館	亀岡市保津町式番11番地1
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51
第45投票区	小林区会議所	亀岡市千代川町小林植田120番地1

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の投票記載場所における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 令和7年7月3日 午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のように定める。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

施設名	所在地	期間
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地	令和7年7月4日から 同月19日まで
カインズ亀岡店	亀岡市大井町並河4丁目20番地	令和7年7月12日

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和7年7月4日	小島 香代子	省略	河原林 茂美	省略
令和7年7月5日	中井 康雄	省略	小島 香代子	省略
令和7年7月6日	美馬 義晴	省略	中井 康雄	省略
令和7年7月7日	河原林 茂美	省略	美馬 義晴	省略
令和7年7月8日	小島 香代子	省略	河原林 茂美	省略
令和7年7月9日	中井 康雄	省略	小島 香代子	省略
令和7年7月10日	美馬 義晴	省略	中井 康雄	省略
令和7年7月11日	河原林 茂美	省略	美馬 義晴	省略
令和7年7月12日	小島 香代子	省略	河原林 茂美	省略
令和7年7月13日	中井 康雄	省略	小島 香代子	省略
令和7年7月14日	美馬 義晴	省略	中井 康雄	省略
令和7年7月15日	河原林 茂美	省略	美馬 義晴	省略
令和7年7月16日	小島 香代子	省略	河原林 茂美	省略
令和7年7月17日	中井 康雄	省略	小島 香代子	省略
令和7年7月18日	美馬 義晴	省略	中井 康雄	省略
令和7年7月19日	河原林 茂美	省略	美馬 義晴	省略

(2) カインズ亀岡店

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和7年7月12日	美馬義晴	省略	中井康雄	省略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定した。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定を適用する同法第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定在外選挙投票区を指定する。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

記

指定在外選挙投票区 亀岡市第2投票区

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

開票管理者	省略	美馬義晴
同職務代理者	省略	中井康雄

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1 開票場所

ガレリアかめおか

亀岡市余部町宝久保1番地1

2 開票日時

令和7年7月20日 午後9時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和7年7月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 令和7年7月17日
午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

令和7年7月17日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の開票の日時を次のように変更する。

令和7年7月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

開票日時 令和7年7月20日
午後9時15分

「掲示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第7号

令和7年7月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年7月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和7年7月7日（月）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 602・603会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 非農地証明交付について
- ・第5号議案 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）策定の要請について
- ・第6号議案 農用地利用集積等促進計画（貸借）策定の要請について
- ・第7号議案 亀岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- ・第8号議案 亀岡市篠町篠インター土地区画整理組合の設立認可に係る協議について
- ・報告第1号 農地法第4条第1項第8号の適用除外届出書の受理について
- ・報告第2号 荒廃農地に係る非農地判断について

「掲示済」

亀岡市農業委員会公告第9号

令和7年8月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年7月30日

亀岡市農業委員会

会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和7年8月5日 (火)

午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 602・603会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 非農地証明交付について
- ・第4号議案 農地法利用集積等促進計画 (案) (貸借)

亀岡市農業委員会公告第8号

令和7年7月臨時総会を下記のとおり公告する。

令和7年7月14日

亀岡市農業委員会

会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和7年7月17日 (木)

午前9時30分から

「掲示済」

2 場 所

亀岡市役所 別館3階会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

「掲示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者廃止の告示

令和7年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和7年7月14日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
101	平成建設 株式会社	代表取締役 小塩 弘樹	京都府亀岡市曾我部町寺広畑43-1

「掲示済」